

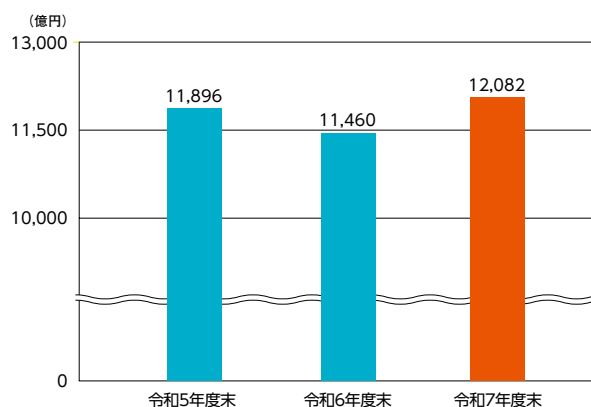
令和7年度の
主な業績についてご説明いたします。



● 預金積金残高の推移

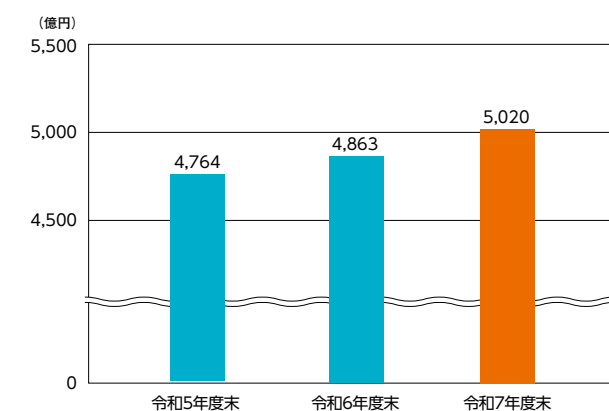
預金積金残高 **1兆2,082億円**

預金積金残高は、積極的な新商品投入等を実施した結果、定期性預金を中心に増加したことや公金についても残高が増加し、1兆2,082億円(前期末比621億円増加)となりました。



● 貸出金残高の推移

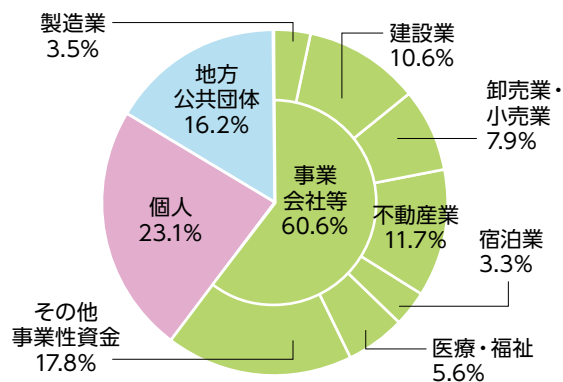
貸出金残高 **5,020億円**



貸出金残高は、お客さまのニーズにお応えする活動を展開したこと等により、5,020億円(前期末比156億円増加)となりました。

● 貸出金の業種別残高構成

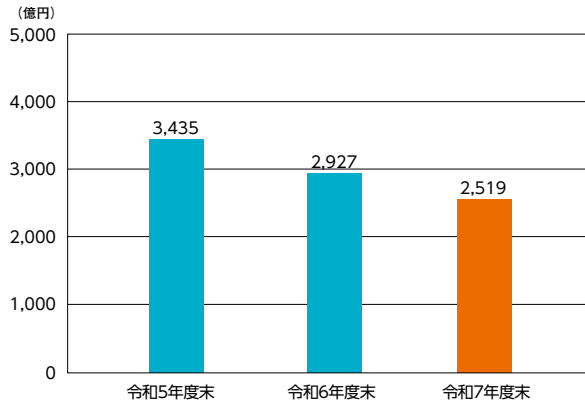
幅広いお客さまとお取引



貸出金は、小口多数を基本に、特定の業種に偏ることなく、様々なお客さまの資金需要に積極的にお応えしております。

● 有価証券残高の推移

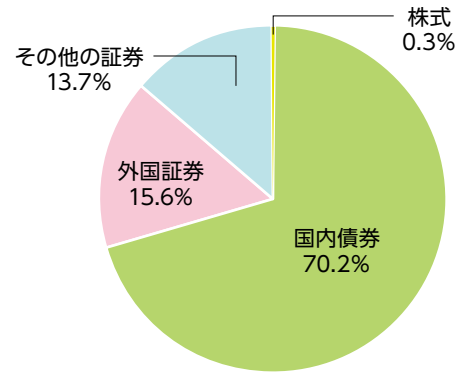
有価証券残高 2,519 億円



有価証券残高は、2,519 億円（前期末比 408 億円減少）となりました。

● 有価証券の種類別残高構成

安全性重視で運用

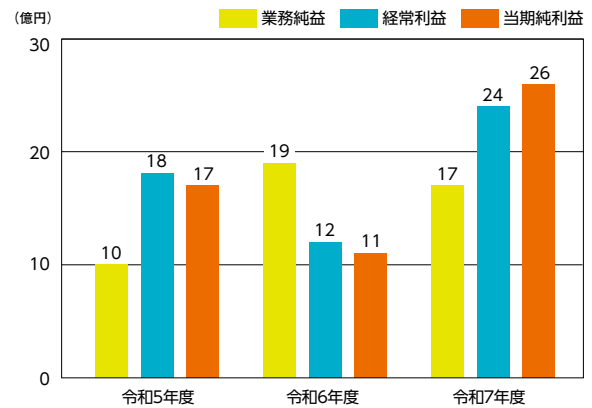


安全資産である国内債券を中心としつつ分散投資に取り組むことで、安定した利息配当金収入の確保に努めました。

● 損益の推移

当期純利益 26 億円

業務純益は 17 億円（前期末比 2 億円減少）となりました。
 経常利益は 24 億円（前期末比 12 億円増加）となりました。
 当期純利益は 26 億円（前期末比 15 億円増加）となりました。



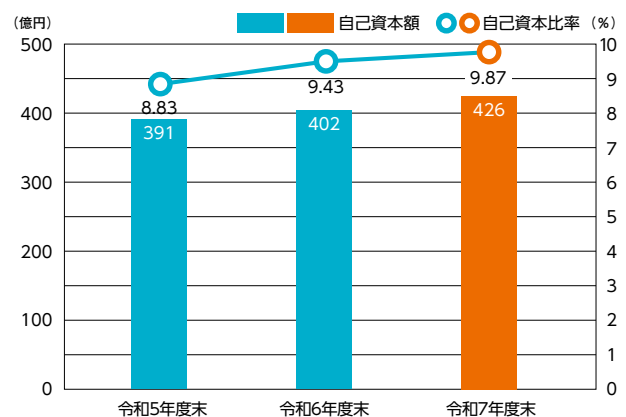
みとしんの経営体制

● 自己資本額、自己資本比率の推移

自己資本額 426 億円 自己資本比率 9.87%

自己資本額は、426 億円（前期末比 24 億円増加）となりました。

自己資本比率は国内基準（4%）を上回る 9.87%（前期末比 0.44pt 増加）となりました。



内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保し内部管理態勢の充実・強化を図るため、信用金庫法に基づき「内部管理基本方針」を制定し、取り組みを進めております。「内部管理基本方針」につきましては、P27 をご覧ください。

●取組状況

当金庫は、理事会を経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項の意思決定を行う機関として定めております。理事会は、経営計画および年度ごとの事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価しております。また、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高めております。この理事会の機能を補完する組織として、常勤理事によって構成される常務会を設置しており、金庫の健全かつ円滑な運営を図るため、経営ならびに重要な業務に関する事案について、検討・審議を行っております。あわせてコンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会等を設置・運営し、さらなる経営管理強化に努めております。

また、監事につきましては、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会など経営の業務執行に関わる重要な会議等に出席し、報告を求めることができる態勢をとっております。

●内部監査態勢

業務監査につきましては、監査部を設置して本部各部、営業店および子会社等に定期的な監査を実施し、内部統制の強化に努めております。同時に、監事会も設置しており、内部統制機能につきまして包括的な監査を実施しております。また、内部統制機能向上の一環として、財務諸表作成に係るプロセス管理を強化し、その基本的枠組みの構築および自己点検、内部監査を実施しております。具体的には、財務諸表作成のため必要となる各部門からの計数報告および決算担当部門における決算処理に対して、監査部による決算処理に係る内部監査と各部門長による確認書の提出を義務づけ、各部門および各部門長の責任の明確化を図り、財務諸表の正確性および財務諸表作成に係る内部統制の有効性を図っております。

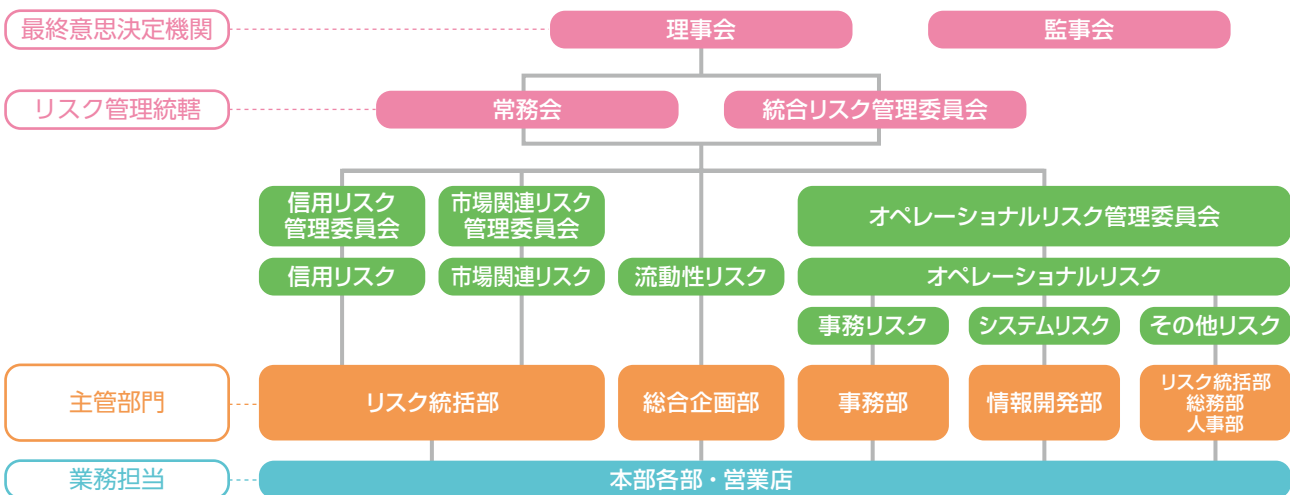
リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク統括部を設置し、経営の健全性を確保するための態勢を構築しております。構築にあたっては、金庫経営において内包する様々なリスク（信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等）を総体的に把握したうえで、質・量ともに十分な自己資本を維持する自己管理型のリスク管理態勢を指向するものとしております。統合的リスク管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として制定しております。

また、当金庫全体におけるリスクを一元的に審議・管理する統合リスク管理委員会を設置するとともに、リスクカテゴリーごとに主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しております。統合リスク管理委員会は、統合的リスク管理方針および各リスクの管理方針を策定または改正するほか、統合的リスク管理に関する重要事項を理事会に付議、報告する態勢をとっております。

加えて、監査部が、リスク管理の実効性を確保するために監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・関連部門に改善すべき事項を提言し、その実施状況を検証しております。

〔統合的リスク管理体制図〕



各リスクの管理に関する基本方針

信用リスク管理

信用リスクとは、取引相手の倒産や経営の悪化により、貸出金等の元本および利息が約束通り返済されなくなり、損失を被るリスクのことです。

信用リスクについては、貸出先を12段階に格付けする「信用格付制度」によって、貸出金等の資産の自己査定に適正化に努めております。さらに、リスク統括部が資産査定実施部門に対して、資産査定の検証や担当者の教育・指導を行うなど、相互牽制が働く態勢となっております。

また、審査部、経営支援部が、それぞれの役割と責任を明確にして信用リスクを組織的に管理しております。審査部では、「融資審査基準」に基づいた厳格な審査を行い、経営支援部では、取引先企業の経営改善の支援を行うとともに、延滞債権等に対して管理・回収の強化を図っております。これらの活動を通して信用リスクの予想損失額を算出するとともに、潜在的な信用リスクを把握することによって、信用リスクの総合的管理を強化しております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、為替、株式等、様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生みだされる収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

市場関連リスクについては、市場運用業務を行うフロント部門、リスク管理を行うミドル部門、資金決済および事務処理を行うバック部門を組織上分離し、相互牽制が働く態勢となっております。また、市場関連リスクに関する限度枠として、リスク・リミット（リスク限度枠）、保有限度枠、ロスカット基準を設定し、厳格に管理しております。

ミドル部門は、管理対象となるリスクを特定したうえでVaR等にてリスクを計測・分析し、適時にストレステストを実施するとともに、リスク状況、限度枠遵守状況および使用状況等のモニタリングをし

ております。金利リスクについては、金利感応度を把握することで重点的に管理しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなることや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、「流動性リスク管理基準」に基づき、必要資金等を的確に把握して厳正に管理しております。さらに具体的な対応については、「流動性リスク管理マニュアル」等で周知するなど万全を期しております。

日常の資金管理につきましては、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰り表を作成するなど保有資産の流動性を十分に確保しております。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務プロセス、役職員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化から損失を被るリスクのことです。

オペレーショナルリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の幅広いリスクを含んでいます。

事務リスクについては、事務部が日常の事務ミス防止のため事務規程や事務マニュアル等を整備するとともに、臨店指導を行っております。また、監査部が定期的に監査を実施し、事故の未然防止に努めております。

その他リスクに関しては、主管部門が発生防止に向けた取り組みを進めております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の管理態勢

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、当金庫では、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけ、管理態勢の構築・強化に取り組んでおります。詳細はP27をご覧ください。

サイバーセキュリティ管理に関する基本方針

当金庫は、サイバー攻撃による脅威が高まる状況を踏まえ、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティへの取り組みを重要な経営課題と位置づけ、サイバーセキュリティ管理を継続的に実施します。詳細はP27をご覧ください。

総代会の役割

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、

総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望・苦情窓口の設置、会員向けアンケートの実施、役職員による日々の訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代および総代選考委員の資格・適格要件等

1. 総代の資格・適格要件・任期

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること

(2) 適格要件

- ・優良なメイン取引先であること
- ・人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良好な社会的生活を営んでいる人
- ・他の金融機関の役職員・総代でない人
- ・留任の場合は、80歳未満の人

(3) 任期

- ・3年

2. 総代選考委員の資格・適格要件・任期

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること

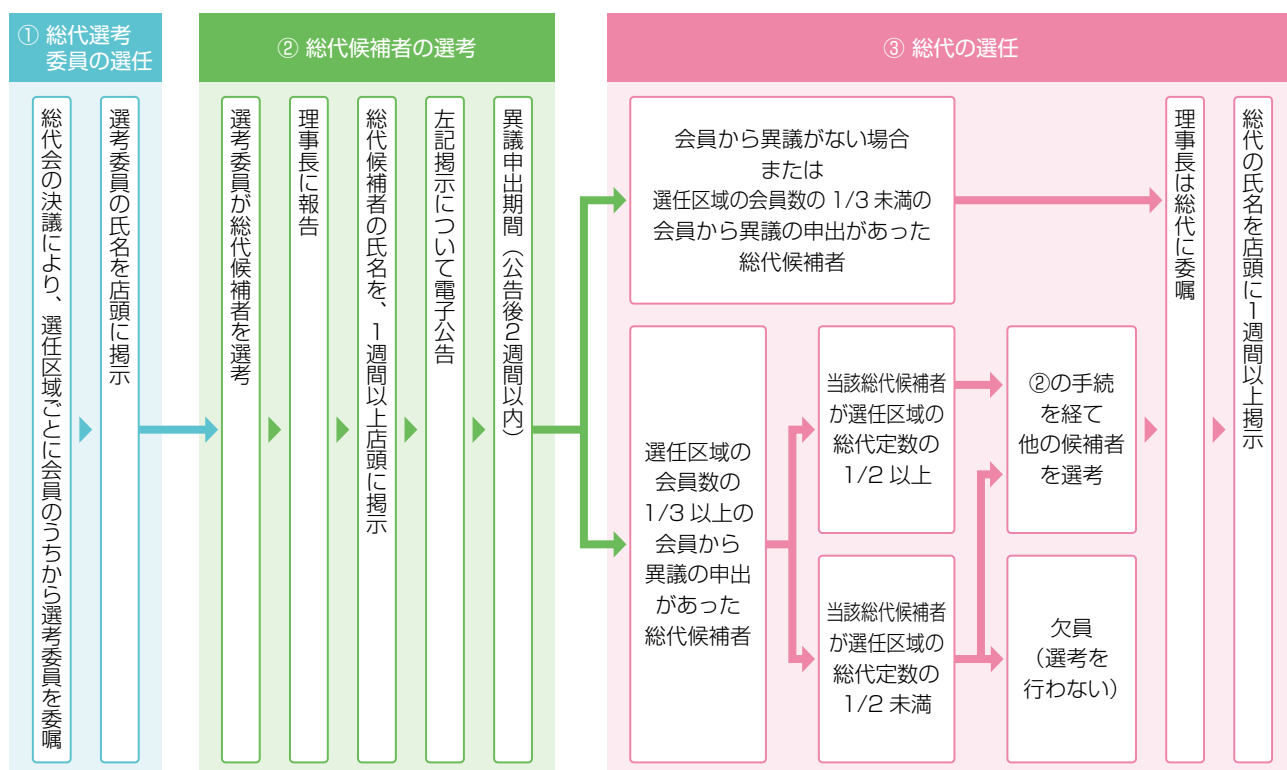
(2) 適格要件

- ・正常な取引先であること
- ・良識を持って正しい判断ができる人
- ・総代就任の意思のない人
- ・総代候補者と同一事業所に携わらない人

(3) 任期

- ・3年

選考手続き



総代会開催日・報告事項・決議事項

令和8年6月29日開催の第81期通常総代会において、次の事項が付議され、各議案とも原案どおり承認されました。

1. 報告事項 第1号報告 第81期 業務報告・貸借対照表・損益計算書報告の件
2. 決議事項 第1号議案 第81期 剰余金処分案承認の件
第2号議案 会員の法定脱退の件
第3号議案 理事および監事任期満了に伴う改選の件



第81期通常総代会

総代名簿

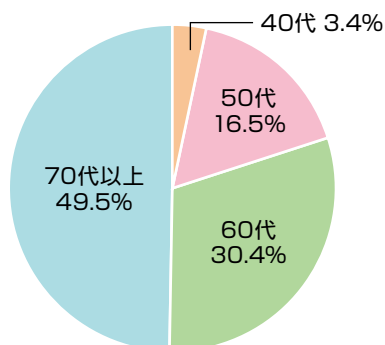
(令和8年6月30日現在)

1.水戸・中部地区	山口 一郎⑦ 関根 貴雄② 富田 暁人② 深作 陽右①	遅野井 健⑦ 小柴 庄一② 荒川 繁美① 林 邦雄⑤	薄井 宗明⑥ 金澤 邦道⑩ 堀井 克美⑬ 柴沼 成明①	田村 貴也② 島村 明弘③ 高沢 彰⑫ 坪 誠一⑥	綿引 良彦① 大藪 和子① 二川 泰久⑦ 長洲 常男④	入江 元⑨ 小池 貞⑦ 高橋 裕② 大貫 恒夫⑦	砂押 重勝⑦ 池田 勤② 川上 洋一⑤
2.県東地区	海野 泰司⑤ 田中 正平⑨	青木 俊和① 鶴田 哲男⑩	石井 藤一郎⑨ 瀬谷 利雄③	川上 宰希⑨ 根本 悦子③	坂本 敬子⑦ 橋本 英明②	清水 悟④	
3.県北地区	樋本 和雄⑮ 川嶋 正次③	渡邊 操② 吉田 二男③	佐々木 謙彦① 森嶋 正一郎②	高倉 信隆⑧ 馬上一秀⑦	藤井 幹子③ 小松 茂一⑨	黒澤 義昌② 菊池 勝雄⑦	白土 仙一郎⑨
4.県西・石岡地区	木村 政美⑧ 川那子 克己⑧ 島田 幸三①	青木 正紀⑦ 齋藤 洋之① 永田 良夫⑧	林 稔④ 田所 嘉徳⑫ 川又 忠志⑧	石崎 雅比古① 山西 弘一郎④	山口 伸樹③ 戸塚 一夫②	長尾 完⑧ 神生 恭利⑥	木川 知三③ 市村 茂雄④
5.土浦・つくば地区	高塚 千史⑧ 高柴 充男② 香取 秀総②	七野 満⑥ 長沼 憲生① 植田 利収④	島田 静子③ 清水 俊男⑤ 飯田 茂夫⑥	廣瀬 太① 川村 剛久⑧ 長谷部 博①	佐野 欣一⑤ 増山 栄④ 細田 哲男⑩	寺島 さと子⑥ 久松 一郎⑧	丸山 美智子④ 鈴木 一郎②
6.鹿行地区	内野 泰一郎② 立野 壯一⑦	東 俊二郎① 箕輪 次夫②	納富 秀政② 高崎 俊雄④	菊地 美博⑧ 小野瀬 忠利①	額賀 健⑤ 生井澤 千秋①	市村 正義⑥ 宮本 治③	額賀 博① 鈴木 一⑧
7.県南・千葉地区	藤井 明⑥ 黒田 正⑩	張替 和夫⑩ 山岡 俊夫②	宮本 博行④ 結城 繁⑩	金山 義信① 足立 俊弘③	森田 浩司② 高橋 稔④	野中 信① 寺内 美智子①	熊坂 真人① 沼野 晃広①
合 計	115名 定数:100名以上180名以内						

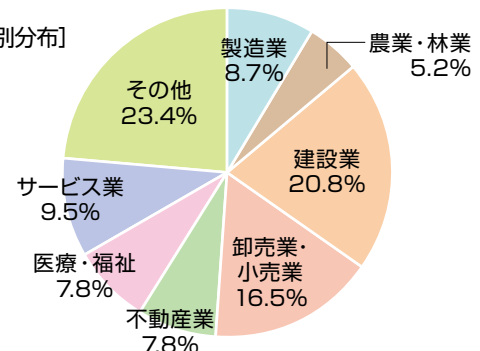
※○内の数字は選任回数

(順不同、敬称略)

[総代の年齢別分布]

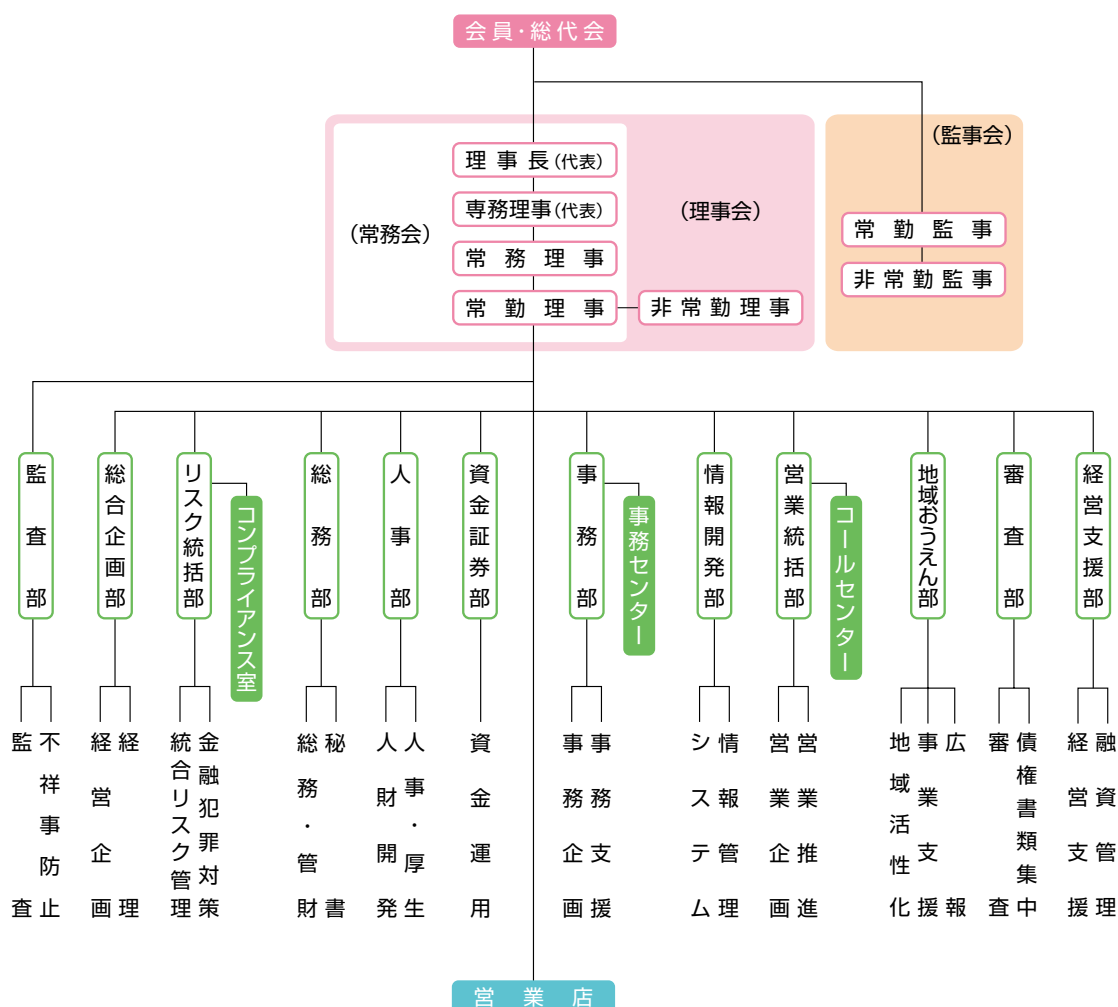


[総代の業種別分布]



組織図

(令和8年6月30日現在)



役員

(令和8年6月30日現在)

理事長(代表理事)	飯村 次男	理事(常勤)	堀江 文展	監事(常勤)	寺門 喜久夫
専務理事(代表理事)	竹村 秀晃	理事(常勤)	藤澤 雄司	監事(非常勤)	櫻井 敏行※2
専務理事(代表理事)	酒井 充	理事(常勤)	早川 秀之	監事(非常勤)	関田 國作※2
常務理事(常勤)	助川 安弘	理事(常勤)	沼田 孝志		
常務理事(常勤)	二瓶 義憲	理事(非常勤)	武田 隆志※1		
		理事(非常勤)	遠藤 裕之※1		

※1は「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事
 ※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

コンプライアンスへの取り組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任を重く受け止め、法令や法令に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守する態勢を構築しております。また、法令等遵守については経営計画に織り込むなど、経営の重要課題と位置づけ、継続的に取り組んでおります。「コンプライアンス基本方針」を本部各部・営業店内に掲示し、コンプライアンス意識、倫理観の醸成に日々努めております。「コンプライアンス基本方針」につきましては、P28をご覧ください。

●コンプライアンス態勢

法令等遵守態勢としては、リスク統括部内に専門の担当者を配置し、全部店のコンプライアンス態勢についての統括、指導を行っております。

本部各部・営業店には、コンプライアンス責任者および担当者を配置しております。コンプライアンス担当者は、勉強会やOJT（On the Job Training）を通じて法令等遵守意識が職員一人ひとりに浸透するよう努めるとともに、コンプライアンスに関する相談窓口となり、統括部門と連携して法令等遵守を徹底させる役割を担っております。

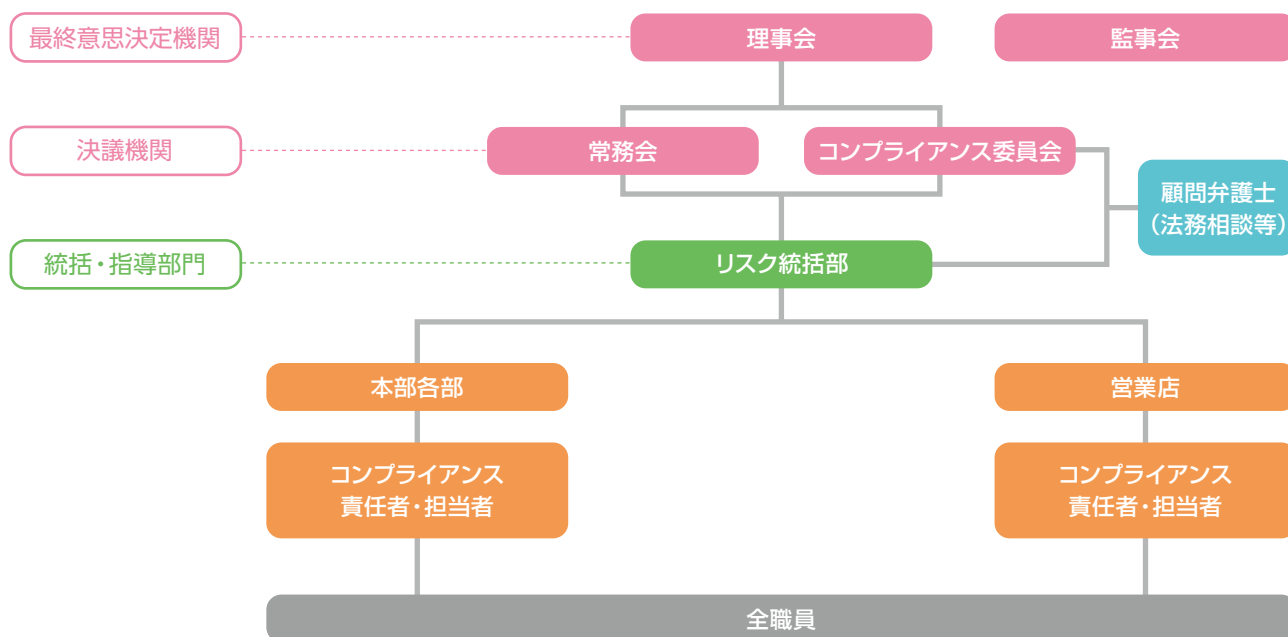
コンプライアンスに関する問題を審議する機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス担当者から定期的に報告を受けることとなっております。

●態勢強化への取り組み

当金庫は、法令等遵守態勢を強化するため、以下の取り組みを行っております。

- ・「水戸信用金庫の行動基準」の制定
- ・「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への配布と勉強会の実施
- ・「コンプライアンス・プログラム」の策定
- ・内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の設置
- ・「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力への対応規程」の制定
- ・「信用金庫取引約定書」、「普通預金規定」等への暴力団排除条項の導入
- ・シニア・コンプライアンス・オフィサーの資格取得

【コンプライアンス体制図】



金融 ADR 制度

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9 時～ 17 時）に営業店またはコンプライアンス室（電話番号：0120-337-662）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9 時～ 17 時、電話番号：03-3517-5825）にお申し出があれば、下記の東京

弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

名 称	受 付 日 ・ 時 間	電 話 番 号
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	03-3581-2249

お客さまとのお取引等に関する方針

当金庫では、法令やルールを厳正に遵守し、お客さまのニーズに適切にお応えしていくため「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」「顧客保護等管理方針」「利益相反管理方針」「金融商品勧誘方針」等を策定しております。詳細は P28 をご覧ください。

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。詳細は P28 をご覧ください。

	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	2,311 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	37.9%
保証契約を解除した件数	62 件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

金融犯罪対策への取り組み

従来のニセ電話詐欺に加え、近年は SNS 型投資詐欺やフィッシング詐欺など金融犯罪が多様化・巧妙化し、大きな社会問題となっております。

当金庫では、金融犯罪を防止するため、様々な取り組みを実施しております。

●お取引の際の本人確認、取引目的の確認について

口座開設や預金の払い戻し、振込等の際に、お客さまの氏名、住所（住居）、生年月日、職業、取引を行う目的や振込先の内容などを確認させていただいております。金融犯罪の巧妙化に伴い、取引内容を詳細にお伺いさせていただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●ATMでの振込等の制限について

ATMを悪用した金融犯罪を未然に防止する取り組みを実施しております。

- ・振込機能の一部利用制限および払戻限度額の一部引下げ
- ・ATM コーナーでの携帯電話使用自粛の呼びかけ

●お客さまへの注意喚起および警察、他金融機関との連携について

金融犯罪を防止するため、お客さまへ注意喚起させていただくとともに、茨城県警察や他金融機関と連携した取り組みを実施しております。

- ・詐欺被害が疑われるお客さまへの管轄警察署と連携した注意喚起の実施
- ・「口座売買・譲渡等の禁止」について、口座開設時等での注意喚起の実施
- ・茨城県警察および県内6金融機関の包括連携協定に基づく、連携した金融犯罪対策の実施

お客さまへのお願い

- 類推されやすい暗証番号をお使いの場合は、すみやかに変更されることをお勧めします。

生年月日、電話番号、住所の番地、自動車のナンバー、4桁が同じ数字など、他人から類推されやすい暗証番号は避けください。なお、現在類推されやすい暗証番号をお使いの場合は、当金庫ATMにて暗証番号を変更されることをお勧めします。

- キャッシュカード、通帳、証書の保管・取り扱いには十分ご注意ください。

- ・通帳のご記帳はできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかご確認ください。
- ・キャッシュカードの暗証番号を、金融機関のお取引以外のサービス（貴重品ボックス、ロッカー、携帯電話等の暗証番号）に使うことは避けください。
- ・ATMをご利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られないようご注意ください。
- ・当金庫職員が店舗内外や電話、電子メールなどでキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合はただちに当金庫にご照会ください。
- ・キャッシュカードのご利用明細票は、お持ち帰りになられるか、他人に見られないように廃棄してください。
- ・キャッシュカードも通帳や印鑑と同様、大切なものですので厳重な管理をお願いいたします。長時間お手もとからお離しになられる際は十分ご注意ください。

偽造・盗難カード被害に遭われた場合の連絡先

お客さまが、偽造・盗難カード被害に遭われた場合にはただちに下記までご連絡いただくとともに、最寄りの警察署へお届ください。

曜 日 等	連 絡 時 間 帯	連 絡 先 名 称	連絡先電話番号
平 日	0:00～ 8:45	ATMサービスセンター	0120-310-345
	8:45～17:15	各お取引店	各お取引店電話番号
	17:15～24:00	ATMサービスセンター	0120-310-345
土曜日・日曜日・祝日	0:00～24:00	ATMサービスセンター	0120-310-345

※各お取引店の電話番号は P29 ～ 30 をご覧ください。

内部管理基本方針

1. 目的

当金庫は、当金庫の業務ならびに当金庫、子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」という。）の業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号に基づき、次のとおり内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることとする。

2. 法令等遵守体制

当金庫は、当金庫グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための重要課題の一つとして位置付け、「水戸信用金庫行動基準」、「コンプライアンス・マニュアル」他を定め法令等遵守の重要性を役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 当金庫グループの法令等遵守に関する事項を一元的に審議・管理する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括担当をリスク統括部内に設置する。また、当金庫の本部各部、営業店ならびに子会社および子法人等に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置し、法令等遵守の徹底を図る。
- (3) 不正行為等の早期発見と是正を行うため、職員がコンプライアンス違反行為の事実ないし、その疑義を認識した場合に、所属部店等の上司を介さず、匿名で直接コンプライアンス統括担当に報告・相談を行うことのできるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- (4) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力等対応規程」を定め役職員に周知徹底するとともに、組織として対応するための体制を構築する。また、反社会的勢力の不当要求には、断固として拒絶し関係を持たないこととするとともに、職員の安全を確保し、組織全体で法的に対応する。
- (5) 監査部は、法令等遵守態勢の適切性および有効性について監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門（子会社および子法人等を含める。以下同じ。）および統括部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。

3. 情報の保存管理体制

当金庫は、当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築する。

- (1) 理事の職務執行に係る理事会、常務会等の各議事録および各議事書類等は、「理事会規程」、「常務会規程」等に基づき作成し、「文書保存、廃棄規程」等に則って、意思決定を行うために用いた資料とともに適切に保存・管理する。
- (2) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

4. リスク管理体制

当金庫は、当金庫グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築する。

- (1) 適正な統括的リスク管理を実現するため、「統括的リスク管理方針」、「統括的リスク管理規程」をリスク管理の基本として策定するとともに、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスク特性等に応じた管理方針、規程等を策定する。
- (2) 当金庫グループのリスクを一元的に審議・管理する「統括リスク管理委員会」を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の主管部門・担当部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
- (3) 統括リスク管理委員会は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的または必要に応じ理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、理事会に速やかに報告または付議する。
- (4) 監査部は、リスク管理の実効性を確保するために監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・担当部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。
- (5) 大規模災害、システム障害および風評リスク等緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理要綱」に基づいて危機管理態勢を整備する。

5. 理事の職務の執行体制

当金庫は、当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 理事会を原則月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項について意思決定を行う。
- (2) 理事会は、全役職員が共有する経営計画および年度毎の事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価する。
- (3) 理事の職務の執行が効率的に行われているかを、会員および預金者等関係者からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高める。

6. 業務の適切性を確保する体制

当金庫は、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 当金庫の代表理事は、子会社および子法人等の代表取締役から定期的に同社の取締役等の職務執行状況のうち経営上の重要事項に関する報告を受ける。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
- (2) 監事および監査部は、当金庫グループの業務について、法令等に抵触しない範囲において定期的に監査を行う。監査部は、その結果を代表理事に報告する。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
- (3) 当金庫は、子会社および子法人等が業務運営方針や事業計画画その他重要事項を策定するのにあたり、当金庫の経営方針等に準拠した内容としているかを検証する。
- (4) 当金庫は、子会社および子法人等における業務運営方針や事業計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じてその結果を理事会等に報告する。
- (5) 当金庫と当金庫の子会社および子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、総合企画部や監査部が定期的にモニタリングするなどの措置を講ずる。

7. 監事の職務の補助

当金庫は、当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項を次のとおりとする。

- (1) 監事が、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、理事は監事と協議のうえ、人員を配置する。
- (2) 監事を補助すべき職員の配置にあたっては、当該業務等を十分検証できる能力を有するものを配置する。

8. 監事の職務を補助する職員の独立性等

当金庫は、当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性等に関する事項を次のとおりとする。

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、他部署を兼務せず、当該監査業務に関し監事の指揮命令に従い、監事以外のものからの指揮命令は受けないこととする。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事の同意を求めることとする。

9. 監事への報告体制

当金庫は、当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制を次のとおり構築する。

- (1) 当金庫の理事および職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告するものとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会（子会社および子法人等においては取締役会）および常務会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ コンプライアンス・ホットラインの運用および通報の内容
 - ⑦ コンプライアンス違反およびその他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 当金庫は、公益通報者保護に関する規程等に基づき、監事への報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員に対して説明を求めることができる。
- (4) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統括リスク管理委員会、ALM 委員会など経営の業務執行に係る重要な会議等に出席し報告を求めることができる。

10. その他監事の監査の実効性を確保する体制

- (1) 監事は、その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。
- (2) 代表理事は、監事と当金庫が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況等について定期的に意見交換を行う。
- (3) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統括リスク管理委員会、ALM 委員会など経営の業務執行に係る重要な会議等に出席し報告を求めることができる。
- (4) 監事は、監査部に対して調査を求めることができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用できる。
- (5) 監事は、必要に応じて契約書類、票據書、各会議議事録等を閲覧できる。
- (6) 当金庫は、当金庫の事業計画および監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を求めることとする。

マネー・ローndリング及びテロ資金供与等防止に関する方針

1. 運営方針

マネー・ローndリング等防止の重要性を認識し、経営陣の主導的関与のもと、マネー・ローndリング等防止のための態勢とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

2. 組織態勢

マネー・ローndリング等防止の責任者及び主管部署を定め、関係部署との適切な連携、協働のもとで組織横断的に対応します。

3. リスクベース・アプローチによる管理

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、自らが直面しているリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。また、リスクの特定・評価及び低減措置については定期的に見直しを行い、実効性を確保します。

4. 顧客の管理方針

顧客の取引時確認等に際して適切な顧客管理措置を講じるとともに、定期的に顧客情報及び取引実態の調査・分析等を行い、継続的な顧客管理に取り組みます。

5. 疑わしい取引の届出

日常的な取引モニタリング等において検出された「疑わしい取引」を適切に処理し、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

6. 資産凍結等経済制裁措置

国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結の措置を適切に実施します。

7. 役職員研修

継続的な研修を通じて、マネー・ローndリング等防止に係る知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 内部監査

マネー・ローndリング等防止の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

サイバーセキュリティ管理に関する基本方針

1. 経営陣の責務

経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握するとともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整備および対策の実施等に努めます。

2. 管理態勢の整備

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確にし、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。

具体的には、サイバー攻撃の検知、特定、防御体制を整備するとともに、インシデント発生時の業務継続計画や緊急対応態勢およびサイバー攻撃に備えた業務継続・復旧体制を整備します。

3. 対策の実施

当金庫は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、必要な対策を中期経営計画や単年度の事業計画等に反映し、実施します。

4. 継続的な改善

当金庫は、事業環境やリスクの変化に対応するため、サイバーセキュリティ管理態勢の見直しを継続的に実施します。

5. 委託先の管理

当金庫は、委託先（サードパーティを含む。）におけるサイバーセキュリティ対策について、適切な管理に努めます。

6. 法令等の遵守
当金庫は、サイバーセキュリティに関する法令等および契約上の義務を遵守します。
7. 人材育成
当金庫は、役職員のサイバーセキュリティに係る意識向上に必要な教育・訓練等の啓発活動に努め、専門的な人材の確保・育成に取り組めます。
8. 情報連携
当金庫は、平時およびインシデント発生時において、関係省庁、委託先、業界関連組織等と緊密に連携のうえ、ステークホルダー（利害関係者）に対する適切な情報開示に努めます。

コンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任
水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、地域社会の一員としての社会的責任と公共的使命を常に自覚し、自己責任に基づく健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
当金庫グループは、セキュリティ・レベルに十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルールの厳格な遵守
当金庫グループは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーション
当金庫グループは、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 職員の人権の尊重等
当金庫グループは、職員・社員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題への取り組み
当金庫グループは、資源の効率的利用や廃棄物の削減を推進するとともに、環境保全に寄与する金融サービスの提供に努めるなど、環境問題に積極的に取り組みます。
7. 社会貢献活動への取り組み
当金庫グループが地域社会の中において存続・発展し得る存在であることを自覚し、「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組めます。
8. 反社会的勢力の排除
当金庫グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. 私たちは、金融機関としての職業倫理をもって、お客さまの最善の利益を第一に、誠実・公正に業務を行ってまいります。
2. 私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、お客さまとの利益相反管理を適切に行ってまいります。
3. 私たちは、金融商品の販売やサービスの提供にあたり、お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の詳細について、適切な資料に基づき、わかりやすい丁寧な説明を行います。
4. 私たちは、金融商品の販売や推奨等を行ううえでの重要な情報について、お客さまにご理解いただけますよう、わかりやすい丁寧な説明を行います。
5. 私たちは、お客さまとの対話を通して、お客さまお一人おひとりにふさわしい金融商品の販売や推奨を行います。
6. 当金庫は、お客さまの最善の利益を図るための職員に対する適切な教育を行ってまいります。

顧客保護等管理方針

- 水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、お客さまのお取引に際しましては法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上に向けて、継続的な取り組みを行ってまいります。
1. 当金庫グループは、お客さまに十分ご理解をいただいた上でお取引いただけるよう、金融取引や商品等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況およびご契約の目的に応じて適切な情報の提供と商品説明を行います。
 2. 当金庫グループは、お客さまからお申出のあった、ご意見、ご相談および苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
 3. 当金庫グループは、お客さまの情報を適性かつ適法な手段で取得し、お客さまの同意がある場合や法令等により開示が求められた場合等を除いて、利用目的の範囲を超えた利用や第三者への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等防止のため、必要かつ適正な措置を講じてまいります。
 4. 当金庫グループが行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまの利益を守るため、委託先に対して適切かつ十分な管理を実施いたします。
 5. 当金庫グループは、お客さまのお取引で生じうる利益相反のおそれのある取引につきましては、法令等に従って適正に管理する体制を整備するとともにお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

- ※本方針における「お客さま」とは、「当金庫グループをご利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。
- ※お客さま保護の必要性のある業務とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売および募集等においてお客さまと当金庫グループとの間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫およびみとしんリース株式会社（以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を利用して行う取引
(2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前9時から午後8時までといたします。ただし、事前にお客さまからのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

お客さまからの既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

お客さまからガイドラインに基づき保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。